HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス左翼政権成立後の経済的諸変動　ーフランス社会党の国有化理論にとっての試練ー
Author(s)	ジャノー，ブノワ；瀬川，信久//訳
Citation	北大法学論集，36(1-2)，511-526
Issue Date	1985-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16486
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(1-2)_p511-526.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

講　演

フランス左翼政権成立後の経済的諸変動

――フランス社会党の国有化理論にとっての試練――

ブノワ・ジャノー
瀬川信久訳

はじめに
一　国有化とその結果
二　新たな産業政策

はじめに

一　政権交代をもたらした経済的な原因

二〇年以上もの間経済成長が続き、保守が与党として支配した後で、一九八一年の五月〔大統領選挙〕と八月〔国民議会選挙〕に、左翼が政権に就くことになった。この左翼政権を可能にしたのは、当時の経済危機である。

すなわち、複数の要因が複合したことによってこの政治変動が生起したのであるが、それらの原因全体の中で、生活水準の低下に対する人々の失望と、失業の増大に対する不安とが、主要な、また決定的な要素であった。

実情は、概ね次のように言うことができる。一九七五年と一九七七年の石油ショックの後、フランス国民は、社会党への政権交代が、甘受しかねていた経済的衰退から自分達を救う唯一の残された手段であるとして、これにすがり付くようになっていた。フランス国民は、当時の指導者達は余りに長い間政権に就いているために想像力を示し得なくなっており、それに比べれば社会党の方がうまくやれるのだ、ともかく社会党の提案する救済策は試してみる価値がある、と信じようとした。

そして確かに、社会党の救済策は、人を喜ばせるものをすべて持っていた。すなわち、一方で、左翼連合の選挙綱領は、レイモン・バール前首相が国民に押しつけた緊縮という処法をやめ、その代りに、消費拡大によって景気を刺激することを提案していたが、この提案は、〔組合の諸権利、社会保障等の〕社会的諸権益が増大し、雇用が創出されるだろうとの希望を与えた。他方でこの綱領は、すべての事業銀行とすべての巨大産業グループの国有化を熱心に説いてい

たが、これは、外国系の多国籍企業が大量解雇を行ったり、フランスの企業を吸収したりすることに対する不安を取り除くものであった。

右のことに加えて、当時サッチャー首相、レーガン大統領のマネタリスト的な政策が際立つ程の決定的な効果を出していなかったことを考え合わせると、フランスの選挙民の大半が、一見信頼できそうな企てに誘惑されたことも理解できるのである。

二　野党社会党が分析を誤ったこと

しかし、右のような当時のフランス国民の考えは、欧米の経済を揺さぶった危機の性格を見誤っていた。というのは、この危機は、一時的な落ち込みに因るものではなく、技術の進歩と、古くからの工業国の生産設備の老朽化とに由来する、より深刻なものだったからである。

それに、社会党は、余りに長い間政治の実務から遠ざけられていたために、これらの経済的な変化のすべてについて、適切な措置をとる能力をもっていなかった。

このために、社会党の理論は古い時代、すなわち経済問題をまだ国の規模（ネーション）で処理しえた時代につくられたものであるのに、社会党は、その理論を修正しなくても事態を立て直せる、自分にはその能力がある、と誠実に思い込んだのである。

しかし、重大な二つの点で、事実は社会党の予想を裏切ろうとしていた。第一に、モロア首相は、消費を人為的に拡大した後でそれと替るものとして、国際経済の立ち直りを当てにしていたのだが、これが間に合わないことが、かなり早い時期にわかった。第二に、国有化が、産業機構の残りの部分を牽引できる経済的なパンチ力(force de frappe)[1]にな

らないこともわかった。

右のうち、第一の分析における誤りの結果として、経済政策を劇的な仕方で変更することになった。すなわち、一九八二年七月になされた転回である（最初の引締め計画と二度目のフラン切り下げ）。つづいて、この転回をさらに強める方向転換が一九八三年三月、市町村選挙の後に行なわれた（第二の引締め計画と三度目のフラン切り下げ）。

これは、いってみれば悲痛な政策修正であった。なぜなら、この修正は現実には、レイモン・バール前首相が実施し、一九八一年の選挙戦で左翼連合が大いに攻撃したところの緊縮政策に立ち戻ることだからである。しかし、説明としては、専ら景気の状況に応ずる修正、一時的な必要であって、左翼が採用した考えの当否を問題にするものではないとして提案された。

第二の点での見通しの失敗は、工業を営む公共セクターの効率性に関わっている。この失敗は、確かに世論のレベルでは第一の誤りほど騒がれなかったけれども、生じた諸結果ははるかに重大なものである。なぜなら、この誤りは、フランスの社会主義の核心をなすドグマの一つ――すなわち、生産手段の共同体的所有が優れているというドグマ――を傷つけたからである。

当今の言い方をすれば、この失敗は、現在の社会党の指導者達を呼び止めて、その理論の基本的な点につき職務質問し、さらに、その産業政策をいま一度正確に把握しなおさせるために連行したのである。

以上のような事情のゆえに、私は、現在進められている社会主義の実験の核心にあり、そして多くの国々に多くの教訓を与える、次の二つの問題を、とりわけて検討することにした。すなわち、第一に、国有化から三年経った現在、新たな公共セクターはどのような状況にあるのか？　第二に、現在の政府は、その産業政策の新たな方向付けをどのようにして実現しようとしているのか？　それには、どれほどの成功の可能性があるのか？

一　国有化とその結果

国有化は、激しい法律論争の後に、一九八一年から八二年にかけて、モロア政府によって実行されたが、この国有化は、西欧では未だかつてない最大規模の、国家への所有の移転であった。この移転のために、フランスの納税者は、最終的には四一〇億フラン〔一兆二三〇〇万円〕[2]を負担することになるであろう。

一九四五―四六年になされた国有化が公役務の活動を対象としていたのに対し、今回の国有化は専ら、工業部門あるいは商業部門の諸企業を対象としている。したがって、今回の国有化はイデオロギー的な発想によるものであり、明らかに、私人のイニシアチブから、資本主義制から、支配の最も決定的な手段を取り上げようとするものである。

この観点からみると、〔現行の五八年憲法前文が援用している〕一九四六年憲法の前文の、次のような宣言――「いかなる財物いかなる企業も、その利用・経営が国の公役務もしくは事実上の独占たる性格を帯びているか、またはそのような性格を取得したときは、共同体〔国〕の所有とならねばならない」――にも、これらの国有化を正当化する根拠を見出すことができない。なぜなら、今回国有化された企業グループの中で本当に独占的なものはほとんどなく、大部分は、競争が非常に激しい分野で事業を営んでいるからである。

しかし国有化の推進者達は、国有化を、工業の成長が最も著しい分野を再編成し、それによって経済危機を克服する最も優れた手段だとして提案した。ミッテラン大統領は次のようにまで言い切っている。「これらの国有化によって、私は、ドゴールが核戦略の分野でしたことを行う。私は、フランスに、経済面でのパンチ力[1]を備えさせるのである。」

以上のことから、次の問題を検討することにした。国有化された企業は、フランスの産業機構の中でどれ程の比重を

もっているのか？　国有化に対しどのような近代化を期待していたのか？　この大規模な国有化の結果はいかなるものだったのか？

A　公共セクターの経済的比重

モロア政府の行った国有化は、一九八二年二月一一日の法律と、諸企業との協定に基づいている。この法律は、三八の銀行、二つの金融会社、五つの企業グループの資本を一〇〇パーセント国の所有とする旨を定めた。また協定の方は、外国資本に服しているいくつかの企業グループについて、その資本の二分の一以上を国に移転した。

国有化全体に対する評価

一連の国有化の対象となった企業がフランスの生産機構の中で占める割合は、かなり大きなものになる。すなわち、第一に売上高でいうと、三七五〇億フラン〔一一兆二五〇〇億円〕、いいかえれば、フランスの産業の活動全体の二八パーセントが国有化された。これに、既存の公共セクターの二二パーセントを合わせると、ジスカール・デスタン氏が選挙戦で言っていた通り、確かに五〇パーセントに達する。それゆえこの計算によると、公共セクター全体で、フランス産業の半分を占めることになる。

第二に国内総生産と比べると、その割合は勿論小さくなるが、それでも二二パーセントに達する。また、関係する九つの産業グループが国外で行っている売上げは、フランスの輸出の二九パーセントにあたる。

最後に、今回国有化された会社の従業員数は七六万人と見積られている。したがって、既に国有企業で働いていた一二〇万人を合わせると、公共セクター全体の従業員数は、今後、産業の全就業者数（四七三万八〇〇〇人）の三分の一以上に相当することになる。

各部門毎の検討

ところで、国有化が現実に経済に与えた衝撃の大きさを知るためには、これらの全体的な数字だけでは不十分である。国有化された事業分野がもつ戦略上の重要性をも考慮しなければならない。そしてこの点についてみると、政府が行ったいくつかの選択は、時折言われている程には不統一ではない。それらの選択は、フランスの産業機構を活性化し近代化するために政府が実施しようとしていた主意主義的（ヴォロンタリスト）な政策によく相応していた。

(一)第一に、いくつかの分野において、新たな国有化は、国が既に有していた生産手段を補充することになったが、この補充は一見有益であったように見える。このことが特に明らかなのは金融機関で、金融機関は、一九四五年に六〇パーセント[3]国有化されていたが、今度はほぼ完全に公権力の監督に服することになる。基礎化学工業や微生物薬品製造業のような分野でも、生産手段が同じように補強された。すなわち第一に、既に鉱業化学公社（Entreprise minière et chimique）や石炭化学公社（Société chimique des charbonnages）が国の後見監督（tutelle）に服していたが、これにローヌ・プランク（Rhône-Poulenc）の生産能力が加わって、この分野を支配する一団を形成するはずであった。この国有化によって、基礎化学工業のうち公権力に服する部分は、二三パーセントから五四パーセント[4]に増大した。第二に、エルフ・アキテンヌ（Elf Aquitaine）〔これ自身は公施設法人である石油開発公社（ERAP）の子会社である〕の保健衛生部門（SANOFI）にルセル・ユクラフ（Roussel-Uclaf）が付け加えられ、このために、公的な製薬業の割合は九パーセントから二八パーセントになった。

(二)他方で国は、これまで民間のイニシアチブに留保されていた部門にも浸透しようとしている。例えば、アルミニウムの生産では、ピシネ・ユジヌ・キュルマン（Pichiney-Ugine-Kulhmann, PUK）が国有化された。ガラス工業ではサン・ゴバン（Saint Gobain）（国内生産の三五パーセントを生産）が国有化された。民間航空機の建造は既に国有化され

ていたのに、奇妙にも、戦闘用の航空機は依然として民間企業グループが製造していた（マルセル・ダッソー社 M. Dassault）。が、これも国有化され、その結果、国家が航空機産業の八四パーセントをコントロールすることになった。弾道弾を製造するマトラ社（Matra）はその一部が国有化され、このためにこの分野での公共セクターの割合も、五八パーセントから七五パーセントになった。

㈢しかし、国有化の最も目覚しい先進部分は次の分野にみられる。すなわち、総合電気社（Compagnie générale d'électricité）が国有化された電気機器の分野（一六パーセント）、国際電話電信会社（International Telephone and Telegraph）が国有化された電話通信の分野、トムソン・ブラント（Thomson-Brandt）が国有化された電子工学の分野（四四パーセント）、セー・ドウブルイ・ハネウェル（CII. Honeywell）が国有化された情報処理の分野である。ここでの国有化が先進的だというのは、経済活動が部分的に補完しあい、将来性があると評価されているからである。

㈣こうしてみると国有化が実施された時点では、鉄鋼業だけが、公用収用しても経済再建の切り札にならず、かえって重荷となる産業であった。

B　国有化の初期の段階における再編成

ところで、この大規模な国有化が有している利益を可能な限り引き出すためには、新たな公企業の間で必要な企業集中を行なって無用な競争を除き、各企業の最も優れた強みを強化しなければならなかった。

ところがこの段階で、産業の領域ではまだ新米であった政府にとって、困難が始まったのである。というのは、ものを生産している機構というのは、官庁の組織を切断するようにしては裁断できないからである。ことに経済危機の真只中にいるときには、この種の問題に通常伴う誤ちに加えて、産業技術や需要が急激に変化するために思いがけない副作

用が生ずる危険があるからである。

(一)しかし、この点については、政府は慎重であり、社会党が野党の時に考えていた案でも、あまりに理論的な考えと結びついているものは、採用しなかった。例えば、総合電気社、トムソン・ブラント、国際電話電信会社の諸部門をまとめ、それを中核にして「フランス電話(Téléphone de France)」という巨大な国有会社を設立することはしなかった。また、エルフ・アキテンヌ、ローヌ・プランク、ルセル・ユクラフが薬品の研究と製造について行っているすべての活動を、「フランス製薬(Pharmacie de France)」という名称の下に、一つのグループにまとめることもしなかった。なぜかというと、社会党にとっても、重要なのは国有化の精神を植え付けることであって、確実さからいえば、既存の企業組織に、それぞれの積極性を発揮・開発させ、またそれぞれが国外にもっている取引網を最もうまく活用させる方が良い、ということに直ちに気付いたからである。

(二)しかしながら、基礎化学工業の部門では、懸念されていた衰退を食い止めるために再編成せざるをえなかった。(なお、一九八一年に、基礎化学工業部門の就業者は三二万人、売上高は二八〇〇億フラン〔八兆四〇〇〇億円〕であった。)

再編成の措置として採られたのは、ピシネ・ユジヌ・キュルマンの諸部門のうち困難に陥っている基礎化学工業部門を切り離して、その事業を他の企業グループの間に振り分け、より整合的な三つのセンターをつくることであった。すなわち第一は、エルフ・アキテンヌが中軸となるもので、これによりエルフ・アキテンヌは、塩素化学工業において、系列企業を従えるいわば総師となった。第二はフランス石炭公社・化学(Charbonnages de France-Chimie)〔前出のフランス石炭公社が化学部門へ転換努力した結果設立された子会社〕が中軸となるもので、石炭化学と合成樹脂素材の製造を行なう。第三はローヌ・プランクが中軸となるもので、精密化学〔ファイン・ケミカル〕、製薬、繊維生産を行なう。

㈢最後に、さらに最近になって、総合電気社(CGE)とトムソンの間で役割の割り振りがなされ、CGEは原則として通信の分野に専心して、公衆電話器・一般電話器[5]、オフィスオートメーション、種々の伝送サービスをカバーし、トムソンは、〔ビデオ、テレビなどの〕大衆向けの電子機器、軍事向けの事業および種々の構成部品に立ち帰ることになった。

これらの再編が賢明であったかは、将来わかるであろう。

C　意外な結果

一九八一年に国有化された様々の企業は、鉄鋼業を除けば、繁栄しているとの評価をうけていた。さらにその中のいくつかは、フランス産業のトップグループに入っていた。

ところが、意外にも悲痛な結果になった。競争的な分野で国有化された一一の企業が一九八一年に、総額一二〇億フラン〔三六〇〇億円〕の赤字を記録したのである。一九八二年には、赤字は一九〇億フラン〔五七〇〇億円〕を超えた。もっとも、そのうちの七〇億フラン〔二一〇〇億円〕は鉄鋼業の分であるが。一九八三年には立ち直りが見られた。というのは、累積赤字は一四〇億フラン〔四二〇〇億円〕になるが、その三分の二は鉄鋼業によるものだからである。

しかしともかく、この光景は輝かしいものではなく、それで、国有化は、黒字であった企業を、赤字をかかえる企業グループに変えたように思われた。

このような結果については、いくつかの説明が可能である。

㈠この急激な落ち込みには、国際的な経済危機が寄与している。ことに基礎化学工業のような、飽和状態で衰退の過程にある分野ではそうである。

(二)当時のシュヴェヌマン工業大臣は、民間の株主達がその役割を果さず、一九八一年に国有化された六つの主要な企業グループにおいても、五年間に一六億七〇〇〇フラン〔五〇一億円〕しか出資しなかったことを理由として主張している。確かにこの金額は、国が一九八二年と八三年に、資本の形で予算の中から交付した数十億フランと比べるととるに足らないもののように見える。また、明らかに、国は国有化の後、株主としての役割を、以前の企業主達よりも立派に遂行している。しかし、自己資金の形でこのように巨大な出資をしても、一九八二年には財政状態が引き続き擦り減っていくのを食い止めることができず、一九八三年には衝撃を弱めただけであった。

(三)結局のところ、どのような国有化も無気力状態をひき起すということ、フランスの場合には、活力的だとの評判であった私企業を公共セクターへ移した結果は、管理職層が丸一年間蛇行行進させられ、ついには潰走し、帰還して戦闘意欲を失う、という形で現われたということである。

二　新たな産業政策

このようにして、競争部門で国有化された一一の産業グループの累積赤字は、国家の危機ともいうべき様相を帯びてきた。その重大さは一般の人々にはよく分らなかったが、指導層はこれに動揺し、この国の産業の将来に関する彼らの考え方を再検討するに至った。

A　大企業の弱さの認識

巨大な産業集団が、六、七〇年代にはフランス経済の原動力であったのに、今では、経済活動全般を再始動させた

り、雇用の問題を解決する力を持っていない――このことを、閣僚達や大統領自身が理解するようになったのは、いくつかのことが同時に起ったためであった。

㈠まず、鉄鋼業の破局的な事態である。以前からの数十億フランの赤字に加えて、この四年間に二七〇億フラン〔八一〇〇億円〕の赤字が生じた。これは、結果的には国の収入源に耐えられない程の支出を課する泥沼である。

このゆえに、ミッテラン大統領は、八四年四月四日の記者会見で、鉄鋼部門の再編が悲劇的な誤りであったと語り、将来性のないこの分野に、元本を返済してもらう見込みもないのに援助するのは中止すべきこと、むしろ近代化の方向を採るべきことを、世論に対して説明した。

このようにして大統領は、製品が捌ける保証もないのに、ロレーヌの鉄鋼業の圧延機の近代化を援助しようとした無謀な計画を、断罪している。

㈡自動車産業は、産業界の成績優等生の中でも最高の花形であったのに、困難に陥った。これが、政府を諭し示した第二の事件である。自動車産業の困難の始りは、シトロエンの問題で、経営者と組合が対立していた大量解雇を経営者側が政府に申請したことによるものであった。

続いて困難が起ったのは、プジョーという、確たる評判を得ていた企業である。この企業もまた、危っかしい経営状態を立て直すために、政府に対し、従業員を数千人削減する許可を求めざるをえなかった。

最後はルノーで、これは全体的には常に黒字であったのに、その赤字が増えだし、今では人員縮小計画を考えている。それの縮小は、数年に亘って段階的に行なわれるとしても、かなり厳しいものになるであろう。

㈢期待外れの最後は、クルゾー・ロワール(Creusot-Loire)である。この会社は、原子力計画の発足当時は栄光の時代であったが、この計画をシュナイダー(Schneider)グループが放棄したために、今日では破産へと追い込まれている。

他の分野でいうと、ミシュラン(Michelin)も、依然として非常な競争力をもっているが、雇用を数千人削減せざるを得なくなっているとされている。

B 別の道の探求

以上のことから原因は分った。つまり、公共セクターか民間セクターかを問わず、巨大な企業グループが、もう雇用を創り出さないだろうということである。経済再建の将来は、今後ますます中小企業の事業網の存在と、新たな企業の出現とに依存している。

このことは、今では大統領も十分理解しており、それゆえ合衆国のシリコン・ヴァレーへ行き、私企業の使徒となって、向うの方から私企業を伝道しようとした〔私企業を誘致しようとした〕。

しかし、個人のイニシアチブがかつて保護奨励されたことがなく、銀行が今ではすべて国有化されて危険を冒すことのうま味を知らなくなっている国において、新規のパイオニアが近代的な産業組織を創り出すのを、どのようにして援助するのであろうか。

この問いに答えねばならないのは、新企業の援助のために任命された、近代化の主唱者、ローラン・ファビウス氏〔現首相〕であるが、われわれにもいろいろな解決策を想像することができる。

(一)まず、国の社会保障予算全体を再検討し、企業が引き受けるべきでない負担を国に移さねばならないであろう。

(二)次に、〔現政権の経済政策のために凍結してしまった〕潜在的な投資力を解凍し、投資を民間部門へ導くことが問題になるであろう。これには、公共部門の料金を大幅に引き上げ、予算の中で公共部門への支出が占める比重を軽くすることが前提になる。

(三)最後に、リスクでもある資本というものに、適切な地位をつくってやるべきであろう。とくに、産業に直接投資する人々には税の控除を許したり、また、会社の場合には収入について、リスクの高い投資の場合には不測の損失について、控除できるようにすべきであろう。

(四)さらには、個人が保有しているすべての金（四〇〇〇億フラン〔一二兆円〕）を、大規模な国債によって吐き出させることが熱心に説かれた。この場合の国債は、金という貴重な財貨を産業投資へ回させるために、税法上の不利益が全面的に免れており、また多大の利点をもっていなければならない。

以上の、解決策、プログラムは、見てわかるように、社会主義的とは言えない。しかし、おそらく左翼政府だけが、平素は難しいこのプログラムを、組合の反発を受けることなしに思い切って実施できるであろう。

ともあれ、社会主義の政府は、国の産業の将来について責任を持って以来、何と大変な道を辿って来たことであろうか。

が、一つのことは確かである。それは、もう一度やり直すとしたら、社会党の指導者達は、一連の国有化という、一九八〇年代の時点では未だ再検討されていなかった理論に基づく施策に、身を投ずることはないだろうということである。

といっても私は、社会党の指導者達が、今度は民営移行を敢行するだろうとか、今の野党が一九八六年〔の国民議会選挙〕に勝利したら民営移行を行うのがその利益に合致するだろうとか言っているのではない。

変革には、実行しない方がむしろ賢明であったろうにと言えるけれども、かといって引き返すには余りに障害が多いものが、ときとしてあるものである。

訳　注

（1）《force de frappe》の語は、核戦略上二つの意味で用いられる。一つには、敵の軍事力を即座にかつ決定的に破壊してしまう能力――「第一撃破能力」とでも訳すべきもの――をさし、いま一つには、報復攻撃の脅威によって、敵がこちらの本土を攻撃するのを抑止する能力――いわゆる抑止力（force de dissuasion）――をさす。この講演は前者の意味で、しかも比喩的に用いている。ここではfrappeの日常語としての語感をも考慮して、「パンチ力」と訳出した。

（2）本稿では、一フラン＝三〇円として換算してある。

（3）後掲の渡辺論文五〇頁によれば、居住者預金に占める割合である。

（4）以下㈡㈢までのパーセントは、後掲の「フランスにおける国有化政策」三二頁によると、国有化企業の事業費――その意味は不明――がフランスの市場において占める割合である。

（5）原文は、《le téléphone public et privé》であり、これはそれぞれ、各家庭や企業で使われる一般電話器と、貨幣・カードで利用する公衆電話器とをさすようである。ところで、総合電気社とトムソンの間の再編成に関する当時の新聞記事 J.-M. Quatrepoint «L'accord C.G.E-Thomson» (jeudi 22 septembre 1983) Le Monde, éd. internationale. sélection hebdomadaire N° 1821 は、同様の文脈において、《la téléphonie publique et privée》の話を用いており、これは、公衆電話回線と専用電話回線、あるいは、一般利用の電話サービスと特殊利用の電話サービスをさすと思われる。後者の方が文脈に適合するのであるが、これらの差異は講演の本旨にとって重要でないので、原文に従って「公衆電話器・一般電話器」と訳出しておく。

〔訳者附記〕

本稿は、一九八四年九月―一〇月に、パリ第二大学のブノア・ジャノー教授を迎えて本学部で行なわれた一連の研究会（これは、文部省科学研究費による共同研究「フランス第五共和制における公法等の進化と変化」の一部をなす）のうち、訳者が担当した講演《Les mutations économiques en France depuis l'accession de la gauche au pouvoir》の邦訳である。ジャノー教授の経歴、本研究会の次第については、ブノワ・ジャンノー（深瀬訳）「フランソワ・ミッテラン大統領の外交および防衛対策」（本誌三五巻五号）の解題を参照されたい。

本講演のテーマであるミッテラン政権の経済政策については、後述するように、簡潔なあるいは詳細な邦語文献が既に数多く存在する。しかし本講演は、その国に一構成員として生活する者のみが持つことのできる現実感、真迫感を伝え、そのような者にのみ可能な将来の見

通しを提示している。（もっとも、例えば中小企業の経済活動がそれほど好調でない（Voy. «80% des licenciés viennent des PME» (jeudi 27 décembre 1984), Le Monde, éd., internationale, sélection hebdomadaire, N° 1887）など、教授の見通しに疑問がないわけではないが、それはここでの問題でない。）また、本講演は、今回の国有化を、フランス社会党のあるいはフランス社会主義の国有化理論に対する試練と考えており、この点が本講演の内容上の特徴となっている。（研究会においても、フランスの政党が――保守政党の一部めて――国有化に積極的ないし肯定的であったことが議論された。）このことを考慮して、ジャノー教授には無断ではあるが、他を含の邦語文献との差異を明らかにするために、「フランス社会党の国有化理論にとっての試練」という副題を付した。（これとの関連で、Le Monde, éd. interrationale, sélection hebdomadaire, N° 1884 に J-L. Andréani «Peut-on être socialiste aujourd'hui ?» という興味深い記事があることを記しておく。）

翻訳にあたって注意したことは、第一に内容の正確な訳出であり、第二に原文の生き生きした叙述を保持することであった。第一の目的のために、〔　〕によって原文の内容を補い、詳しい説明を要する語については訳注を付した。第二の目的のために、企業名もできる限り日本語に訳してその事業内容を伝え、また、講演ではあるが「である」調にして訳文の冗漫さを避けた。しかし訳者が、翻訳というものについて何の訓練も受けておらず、また、本講演のテーマについて門外漢であるために、日本語らしくない日本語に訳出していたり、内容上の誤りを犯していることと思う。訳者が参考にした邦語文献のうち主なものを挙げることによって、訳文の不十分さを補っておきたい。

国有化の法制度的な問題については、奥島孝康「戦後フランス企業法の動向」日仏法学一二号（一九八三年）の第二章が包括的であり、他に、滝沢正立法「紹介　国有化」同誌一五一頁が挙げる諸文献がある。経済的な視点からの国有化の紹介としては、日本経済調査協議会・フランスにおける国有化対策（日経調資料82-11 一九八二年）、渡辺直文「ミッテラン政権による国有化計画」大蔵省調査月報七二巻二号（一九八三年）が非常に詳しく、在仏日本大使館「ミッテラン政権下のフランス経済」大蔵省調査月報七三巻五号（一九七四年）が最近のものであり、この外に、長部重康編現代フランス経済論（一九七三年）の第Ⅲ部（長部執筆）、結城隆「ミッテラン政権下のフランス経済」長銀調査月報二〇六号（一九八三年）がある。

最後に、政治学・経済学・商品学・通信事業等の用語について御教示下さった学内外の方々に厚くお礼申し上げる。